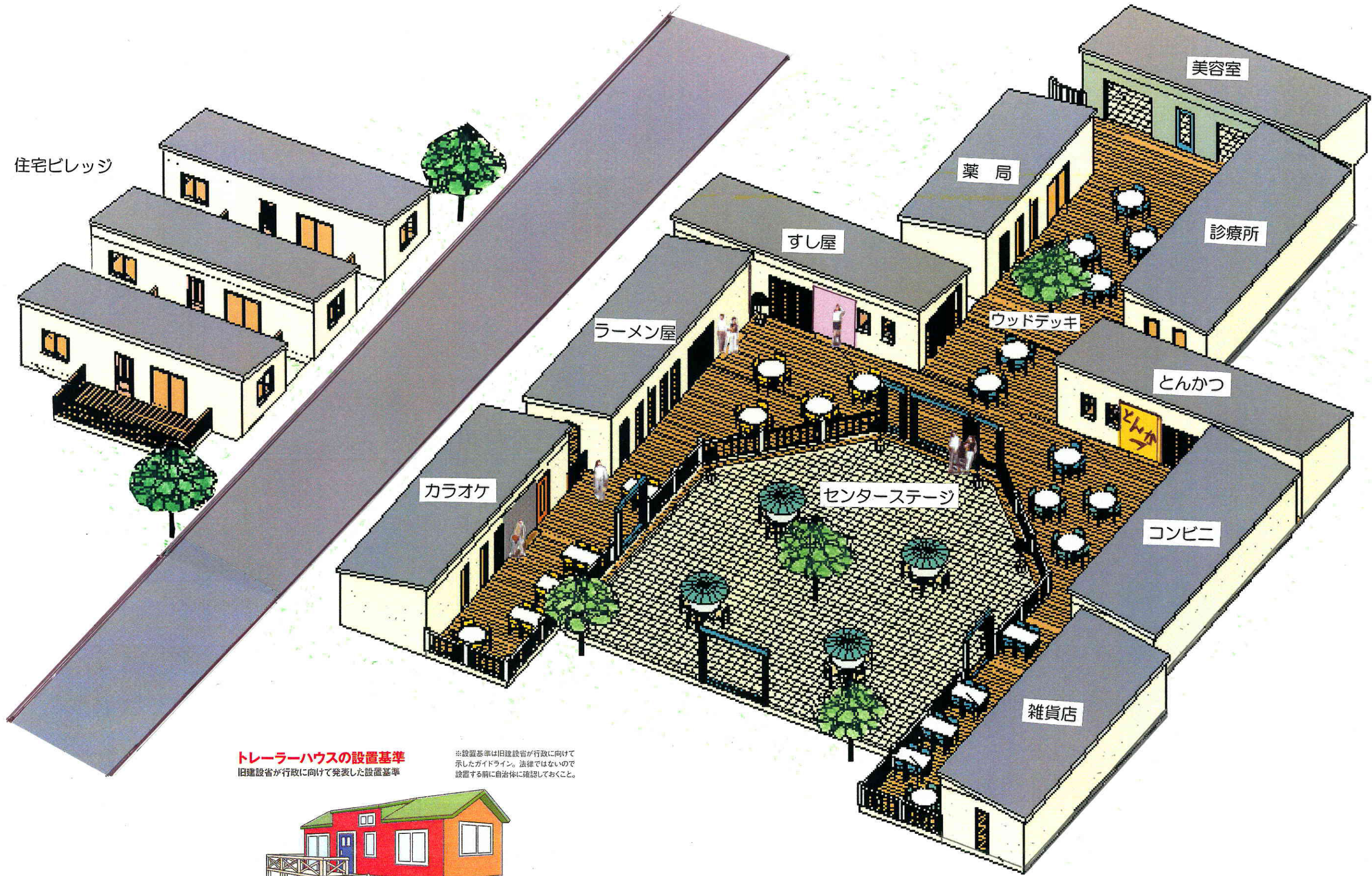


Namilisトレーラーハウスを活用した  
トレーラーハウス複合施設(ショッピングモール、住宅ビレッジ等)



**トレーラーハウスの設置基準**  
旧建設省が行政に向けて発表した設置基準

※設置基準は旧建設省が行政に向けて示したガイドライン。法律ではないので設置する前に自治体に確認しておくこと。



- ① 付帯するデッキや階段は車両に直接固定しない。それぞれ自立していれば問題ない。
- ② 車両を設産のある基礎や、建屋物などの上に載せて設置しない。通常はジャッキアップして固定する。
- ③ 車両設置後、進行方向(けん引の連結部のある側)に障害物を置かず、いつでも移動可能な状態にしておく。
- ④ 電気、上下水道管他の接続はワンタッチ接続器具を使用する。